

監査公表第5号

監査結果に基づく措置について

令和元年5月30日付監査報告第2号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、その結果を公表します。

令和元年11月14日

大牟田市監査委員 中原修作
同 松尾哲也

令和元年 11 月 5 日

大牟田市監査委員 中原 修作 殿
同 松尾 哲也 殿

大牟田市長 中尾 昌弘
(保健福祉部)

定期監査の結果に基づく措置について

令和元年 5 月 30 日付、監査報告第 2 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

一般会計

(保健福祉部)

1 大牟田ハイツ貸付収入(土地建物) (健康長寿支援課)

大牟田ハイツの土地建物の賃貸借料については、納期限後に納付する場合は、納付金額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 2.8%の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付することと契約書で定めているが、納期限を過ぎて納入している事業者に対し、延滞金の徴収を行っていなかった。

契約書は、契約意思や内容を明確化したもので、確実に履行されなければならない。契約書の内容を再度確認し、契約書どおりに業務を履行されたい。

2 生活保護費返還金 (保護課)

(1) 滞納繰越について

29 年度に調定された生活保護費返還金について、出納閉鎖期日までに納入されなかった場合は、出納閉鎖期日後の 6 月 1 日に 30 年度に繰り越すこととなるが、出納閉鎖期日前の 4 月 1 日に 30 年度へ繰り越されていた。そのため、29 年度調定の生活保護費返還金について、出納閉鎖期日前に納入されたものが 30 年度の収入とされていた。

地方自治法施行令第 160 条では、「出納閉鎖後の収入は、これを現年

度の収入としなければならない」と規定されており、29年度調定の生活保護費返還金については、30年6月1日以後に納入されたものを30年度の収入としなければならない、出納閉鎖前に納入されたものを30年度の収入とすることは不適切である。

法の規定に沿った適正な事務処理に努められたい。

(2) 事務の委任について

生活保護法第77条の2の規定による費用等の徴収は市長の事務であり、福祉事務所長が行うためには、大牟田市福祉事務所長に対する事務委任規則による委任が必要となるが、当該委任がないにもかかわらず、福祉事務所長が行っていた。

法の規定に沿った適正な事務処理に努められたい。

【措置の状況】

一般会計

(保健福祉部)

1 大牟田ハイツ貸付収入(土地建物) (福祉課(旧健康長寿支援課))

大牟田ハイツ土地建物賃貸借契約に係る平成30年度の賃貸借料においては、納期限までに納付されなかった月の賃貸借料について、契約相手方に対し口頭及び文書による催告を行っておりました。それでも納付がなされなかった月分があったため、相手方と協議を行い誓約書を提出してもらい、未納であった賃貸借料及びそれらの延滞金についても令和元年5月31日までに全額納付されたところではあります。

今後は、毎月の賃貸借料の納付状況を確認のうえ、未納であった場合は文書による催告を行うとともに、納付された時点で直ちに延滞金を算出のうえ納入通知書を送付し、延滞金の納付も促します。また、あらかじめ先方が賃貸借料を納付する日がわかるときは、それに応じて延滞金を算出し、賃貸借料と延滞金を併せて納付してもらおうこととします。

2 生活保護費返還金 (保護課)

(1) 滞納繰越について

短縮年金の遡及受給や無届収入等により生活保護費の過払いが生じた場合、生活保護法第63条、同条第77条の2、及び同条第78条に

基づく返還を求めることとしていますが、最低生活に支障のない範囲で分割協議を経て返還金の納付を行うことが多く、返還額によっては複数年にわたることも多くなっています。

今回指摘の収入の繰り越しの時期については、当該年度の債権と前述の理由等による過年度の債権を区分して調定していなかったため、適切な債権管理となっていなかったものです。

このため、過年度の債権については4月1日に、当該年度の債権については、出納閉鎖期日後の6月1日に新年度へ繰り越して調定することとします。また、4月1日から5月31日までの期間における返還金の収納事務についても、適切な管理となるよう努めます。

(2) 事務の委任について

前項で示す生活保護費に過払いが生じた際の費用の徴収については、大牟田市福祉事務所長より行うことが必要ですが、生活保護法の一部改正により新たに規定された同法第77条の2の規定について、大牟田市福祉事務所長に対する事務委任に関する規則について未整備となっていたものです。

このため、同規則の改正を行い、適正な事務処理に努めます。